

子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

H29.7 子ども・子育て支援課

1 子ども・子育て支援事業計画とは

- 計画期間（H27～H31）における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画
- 新制度の実施主体として、全市町村で「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成
- 県は、市町村計画の数値の積上げを基本に「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定

2 子ども・子育て支援事業計画の内容

- 1 量の見込み
 - 幼児期の学校教育、保育、地域子ども・子育て支援事業について、需要の調査・把握を行い、その状況を記載 「現在の利用状況＋利用希望」
- 2 確保方策
 - 幼児期の学校教育・保育については、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び地域型保育事業による確保の状況を記載
※量の見込みとの差がある場合は、施設、地域型保育事業の整備が必要
 - 地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載
※量の見込みとの差がある場合は、地域子ども・子育て支援事業の整備が必要

3 子ども・子育て支援事業計画の見直し

- 基本指針に基づき、平成29年度（計画期間の中間年）において中間見直しを実施

【基本指針】（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）

第三 子ども・子育て支援事業計画作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価 （略）

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。

- 内閣府において、見直しのための考え方が示されており、当該考え方に基づき、必要な市町村は見直しを実施
 - ※ 市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）
- 市町村計画の見直しに際しては、県として積極的な関与が必須
 - 市町村の見直し内容（確保方策）を踏まえた、県施策への反映、支援策の実施
 - 島根県子ども・子育て支援事業支援計画の見直し